

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 10

## 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大のご案内

2023 October  
NO.543

- 交通事故などで保険証を使うときは「第三者行為による傷病届」をご提出ください
- 整骨院・接骨院のかかり方
- 乳がん検診受診費用の一部を補助しています
- 茨城県社会保険協会から後半の事業のお知らせ



いばらきフラワーパーク (石岡市)

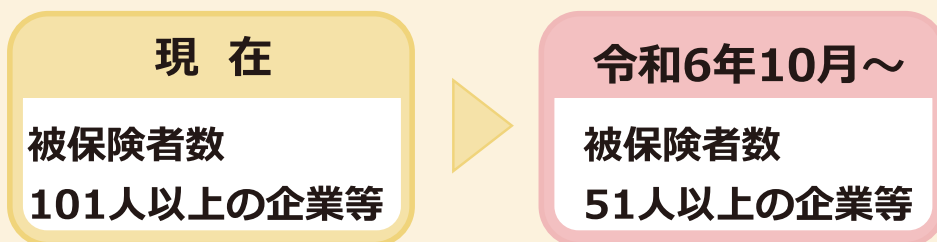
職場内で回覧しましょう

# 被保険者数が51人以上の企業等の 事業主のみなさまへ

## 令和6年10月から パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

### 対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。  
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



#### 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。  
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

#### 加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「社会保険の適用拡大」について 詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



### 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>





# 令和6年10月の適用拡大に向けて 社会保険労務士等の専門家がサポートします

## 専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。

適用拡大  
に向けた準備  
の検討

従業員への  
説明  
サポート

手続きに  
関する  
アドバイス

## ご利用の流れ

専門家活用支援事業は、事業主や事業者団体からの依頼により、**事業主・従業員の方向けの説明会や、適用拡大に関する相談に専門家を派遣します。**

ご利用の流れは以下の4STEPです。

※顧問契約等結んでいる社会保険労務士がいる場合は、当該社会保険労務士にご相談ください。



管轄の年金事務所へお電話ください。派遣依頼届の提出など、ご利用の流れをご説明します。

「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所へご提出ください。

都道府県代表の年金事務所から日程等をご連絡します。日程や内容等の細かい調整もこの時点でを行います。

決定した日時、場所に専門家を派遣します。当日は疑問点等、お気軽にご相談ください。

## お申し込み方法

STEP1

まずは管轄の年金事務所へお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2

後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所へご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

交通事故などで保険証を使うときは

**「第三者行為による傷病届」をご提出ください。**

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって負傷したときに健康保険を使って治療を受ける場合は、「**第三者行為による傷病届**」一式の提出が必要です。

### 他人（第三者）行為による負傷の例

交通事故



ケンカ



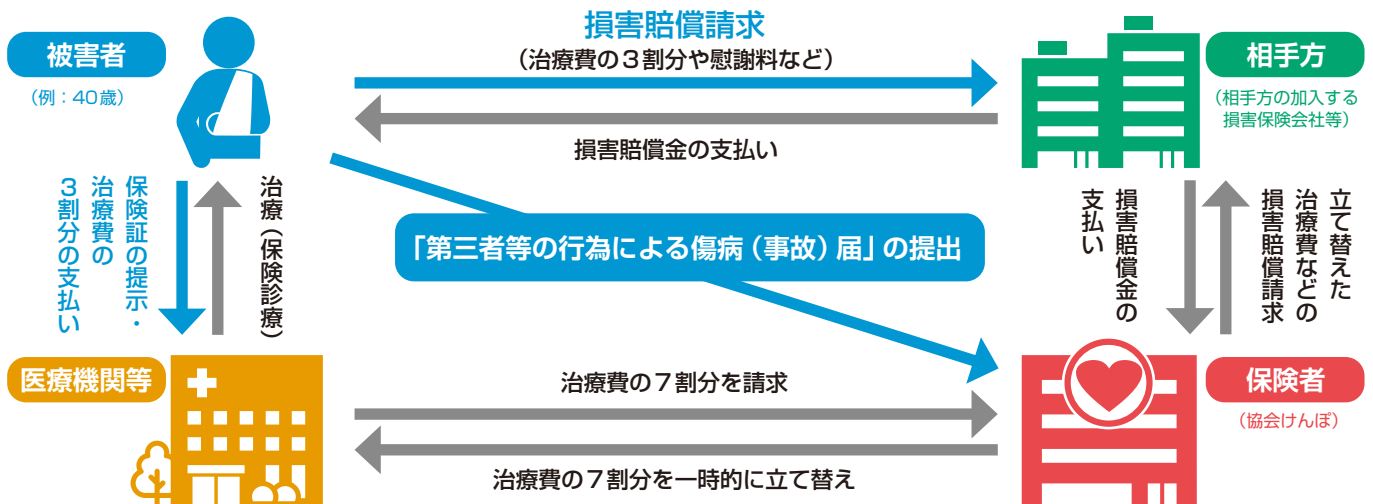
他人の飼い犬に噛まれた など



「第三者行為による傷病届」一式を提出

他人（第三者）の行為によって負傷し、健康保険で治療を受ける場合、本来、加害者側が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、後日、協会けんぽが相手方に請求することになります。このため、「第三者行為による傷病届」一式のご提出をお願いします。

※「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽ HP からダウンロードいただくか、協会けんぽへご連絡いただければご郵送いたします。



### 示談は慎重に！

- 健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになります、**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。**
- 示談をするときは、**事前に**協会けんぽ茨城支部までご相談ください。



### 業務上や通勤途上でのケガは保険証が使えません！

業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となります。すみやかに勤務先に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。万一、保険証を使ってしまった場合、後日、健康保険で支払われた医療費を受診者に返還していただく必要がありますので、協会けんぽまでご連絡ください。

従業員が退職した場合や扶養の解除をしたときは  
**早急な保険証の回収をお願いします。**



退職や扶養解除により資格がなくなったにもかかわらず、その後も保険証を使用するケースが多く発生しています。無効の保険証を使用することはできませんので、回収・返却にご協力をお願いします。

## 正しく受けましょう 整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で受ける柔道整復師の施術は、健康保険の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。柔道整復師へのかかり方を正しく理解していただき、適切に受診しましょう。

### 健康保険が使えます

- 外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- 医師の同意のある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術



### 健康保険が使えません

- 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、腰痛
- 神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- 仕事中や通勤中のケガ
- 病院などで同じ負傷を治療している場合

### 施術を受けるときはここに注意

- ✓ **ケガの原因を正しくはっきりと伝えましょう**  
交通事故等による第三者行為に該当する場合は、協会けんぽへ届け出が必要です。
- ✓ **療養費支給申請書の内容を確認し、ご自身で署名してください**  
傷病名・日数・金額をよく確認して署名しましょう。
- ✓ **領収書は必ず受け取りましょう**  
医療費控除を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管しましょう。
- ✓ **長期の施術となっている場合、内科的要因も考えられるため、医師の診察を受けましょう**

## 10月は乳がん月間

協会けんぽでは**乳がん**検診受診費用の一部を補助しています  
**定期的な乳がん検診が推奨されています。**

乳がんは女性が最も罹りやすいがんですが、早期検診・早期治療で治りやすい病気です。

**対象者** 一般健診を受診する40～74歳の  
偶数年齢の女性の方

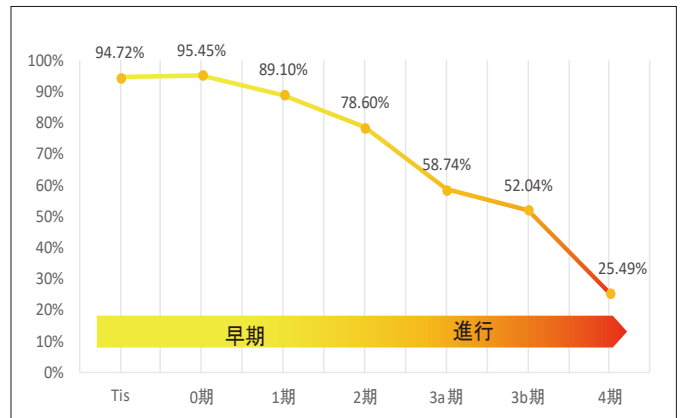
**一般健診とセット受診となり、  
単独受診はできません**

**検査内容**

- 問診
- 乳房エックス線検査
- 視診 触診（医師の判断により実施）

**自己負担額** 【50歳以上】 最高1,013円  
【40～48歳】 最高1,574円

### 乳がんの10年生存率



日本乳癌学会「全国乳がん患者登録調査報告第29号」より引用

**全国健康保険協会 茨城支部**  
協会けんぽ

〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1500（代表）

協会けんぽ 茨城

検索

## 茨城県社会保険協会からのお知らせ

### 令和5年度後半の事業のお知らせ

茨城県社会保険協会の令和5年度後半の事業をお知らせします。なお、各事業の案内チラシにつきましてはすでに会員事業所様あてにお送りしております。

お申し込みや詳細につきましては茨城県社会保険協会のホームページをご覧ください。協会あてにご連絡をお願いいたします。

#### ◎年金セミナー・健康管理講座

間もなく退職を迎えられる被保険者とその配偶者及び事業所の事務担当者を対象としたセミナーを開催します。

- ・つくば会場 令和5年11月10日(金) つくば研究支援センター
- ・水戸会場 令和5年11月14日(火) ホテルレイクビュー水戸
- ・日立会場 令和5年11月22日(水) 久慈サンピア日立

開催時間は各会場とも午後1時から5時までです。参加費は無料です。なお、令和6年2月にも水戸市、土浦市、筑西市での開催を計画しています。こちらのご案内は11月に送付します広報誌に同封する予定です。

#### ◎契約施設利用料金の一部補助

会員事業所の被保険者及び家族の皆様の健康増進を図るため、施設と契約し利用料金の補助を行います。

##### ○くだもの狩り

場 所：かすみがうら市千代田果樹観光協会加盟果樹園  
期 間：令和5年8月20日(日)から11月中旬頃まで

##### ○プールやトレーニングルームで体を鍛えよう

場 所：山新スイミングアリーナ(笠松運動公園屋内プール)(ひたちなか市)  
とつぷさんて大洋(鉾田市)  
つくばウェルネスパーク(つくば市)  
筑西遊湯館(筑西市)  
ほっとランドきぬ(下妻市)

期 間：令和5年10月1日から令和6年3月31日

##### ○アイススケート

場 所：山新スイミングアリーナ(笠松運動公園屋内アイススケート場)(ひたちなか市)  
期 間：令和5年10月1日から令和6年3月31日

#### ◎健康づくり散策

会員事業所の被保険者やその家族の健康づくりを目的に、自然散策ツアーを開催します。

日 付：令和5年10月21日(土)

場 所：鎌倉

※参加の募集は終了しました。

#### ◎室内楽の夕べ

下館年金事務所管内会員事業所を対象にイベントを開催します。

- ・令和5年10月13日(金)
- ・ダイヤモンドホール(筑西市)

※参加の募集は終了しました。

#### ●令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」となっています。「会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

#### お問い合わせ

一般財団法人茨城県社会保険協会 電話029-226-8005